

事務連絡
令和7年11月21日

漁業特定技能協議会構成員 各位

漁業特定技能協議会事務局
(水産庁企画課漁業労働班)

第8回漁業特定技能協議会の書面開催について

漁業特定技能協議会運営要領（漁業特定技能協議会決定第1号）第6条第6項の規定に基づく書面会議として、下記議題についてご審議いただき、ご意見を賜るとともに、構成員のご承認をいただきたいお願い申し上げます。構成員の皆様におかれましては、御協力を宜しくお願い申し上げます。

なお本書面会議は、漁業特定技能協議会運営要領第9条の規定に基づき、会議資料及び議事要旨については公表となりますので、ご承知おき下さい。

記

1 実施期間

令和7年11月21日(金)から11月28日(金)まで

2 議題

新たに2号構成員になろうとする者の構成員資格の確認（協議）

全国鮎養殖漁業協同連合会（鮎養殖）と全国養鯉振興協議会（鯉養殖）より、傘下の事業者に対する2号構成員として協議会に加わるにあたっての資格承認申請が提出されたことから、協議会に諮り、協議会加入の了承を得るものです。

当該2団体は、2号構成員である全国内水面漁業協同組合連合会の傘下会員（賛助会員）ではありますが、協議会1号構成員の指導・管理業務については、事業者および事業内容に詳しい各団体において実施することが機能的・実質的との考え方から、別途2号構成員として加入申請をするものです。詳細については、別添の資料1をご確認ください。

2号構成員につきましては、令和6年11月8日時点で19団体が加入しており、新たに2団体が加わることとなります。また、分科会としては養殖業分科会に属します。（資料2）

なお、新たに2号構成員になろうとする者の構成員資格については、漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領（漁業特定技能協議会決定第3号）第3条の規定により、協議会において確認することとされております。

- 以上 -